

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づいて、平成29年5月30日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付処分のうち、請求人の両下肢機能障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（法施行規則別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を総合等級「6級」と認定とした部分（以下「本件処分」という。）を不服として、総合等級を2級に変更することを求めるというものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件障害はより上位の等級（2級）に相当するものであるとして、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

2級相当の身体障害者手帳交付申請を行ったが、6級になっていた。しかし、実際には手足のしびれ、痛みは良くなり、補助

なしでは数メートルも歩けず、生活するのも大変な状態である。  
医師にも良くなる見込みはないと言われ、悪くなる一方である。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年11月20日	諮問
平成29年12月22日	審議（第16回第3部会）
平成30年1月23日	審議（第17回第3部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めたときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

(2) 東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）及び同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断すべきものと解される。

この場合、処分庁としては、診断書に記載された医師の意見のみならず、各種の機能障害及び動作・活動に関して記載された事項を含め、診断書の記載全般を基に検討した上で、客観的に最終的な判断を形成すべきである。

このため、仮に、処分庁により交付される手帳に記載された障害等級が、申請書に添付された診断書に記載された医師の意見と異なることがあったとしても、診断書の記載内容全般を基にした処分庁の判断に違法又は不当な点が無ければ、手帳の交付処分に取消・変更理由があるとはできないものである。

2 そこで、本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

- (1) 等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、下肢の機能障害に係る部分を抜粋すると、以下のとおりである。

級別	下 肢 機 能 障 害
2 級	両下肢の機能の著しい障害
3 級	一下肢の機能を全廃したもの
4 級	両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 一下肢の機能の著しい障害 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの
5 級	一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 一下肢の足関節の機能を全廃したもの
6 級	一下肢の足関節の機能の著しい障害
7 級	両下肢のすべての指の機能の著しい障害 一下肢の機能の軽度の障害 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの

また、認定基準 7 条は、二つ以上の障害が重複する場合の障害程度等級について、重複する障害の合計指数に応じて、以下左表により認定することとし、また、合計指数は以下右表により各々の障害の該当する等級の指数を合計したものとされている。

合計指数	認定等級
18 以上	1 級
11 ~ 17	2 級
7 ~ 10	3 級
4 ~ 6	4 級
2 ~ 3	5 級
1	6 級

障害等級	指 数
1 級	18
2 級	11
3 級	7
4 級	4
5 級	2
6 級	1

--	--

7 級	0.5
-----	-----

そして、等級表解説は、肢体不自由の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙2のとおり規定している。

(2) 請求人の障害等級について

ア 本件診断書によれば、請求人の障害名は、「末梢神経障害」を原因とする「両下肢機能障害」とされている（別紙1・I・①及び②）。そして、両下肢全体に感覚障害が及んでおり、歩行能力（補装具なしで）は100m以上歩行不能、起立位保持（補装具なしで）は30分以上困難とされている（別紙1・II・三）。

しかし、原因疾病は「末梢神経障害」であり、「V i t . B 1 2 低値を認め、栄養障害性ニューロパチーが考えられた。」と記載されていること（別紙1・I・④）、本件障害は感覚障害（疼痛）のみであることが認められる。

動作・活動の評価では、「寝返りをする」、「座る（足を投げ出して、正座、あぐら、横座り）」、「いすに腰かける」が○（自立）とあること、「座位又は臥位より立ち上がる（手すり、壁、つえを使用）」、「家の中の移動（壁を使用）」、「二階まで階段で上って下りる（手すりを使用）」、「屋外を移動する（つえを使用）」、「公共の乗物を利用する」が△（半介助）とあることが認められる（別紙1・II・二）ものの、筋力テスト（MMT）は、左右の下肢とも、股、膝及び足の全ての部位が○（筋力正常又はやや減）とあり、「両下肢は、…軽度の筋力低下あり」（別紙1・III備考）と記載されていることから、筋力の低下は軽度であることが認められる。また、左右の下肢の関節可動域（ROM）について制限があるとは認められない（別紙1・III）。

そうすると、請求人の左右の下肢について、筋力は軽度の

低下に止まり、関節可動域や動作・活動の評価からも支持性、運動性は一定程度保たれていることから、下肢機能に著しい障害があるとまでは認められず、左右の下肢機能につき、それぞれ「一下肢の機能の軽度の障害」として7級と認定するのが相当である。

#### イ 総合等級

請求人の障害程度については、認定基準7条により各々の障害の該当する等級の指数が合計され、右下肢機能障害（軽度の障害）7級（指数0.5）＋左下肢機能障害（軽度の障害）7級（指数0.5）＝総合等級6級（指数1）となることから、障害等級6級と認定するのが相当である。

- (3) 以上のとおり、本件診断書によれば、本件障害の程度は、「右下肢機能障害【右下肢の軽度の障害】（7級）」、「左下肢機能障害【左下肢の軽度の障害】（7級）」であり、総合判定として「下肢機能障害【両下肢機能の軽度障害】（6級）」と認定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

- 3 請求人は、上記（第3）のとおり主張するが、上記1・(2)のとおり、障害等級の認定に係る判断は、提出された診断書の記載内容全般に基づいて客観的になされるべきものであり、本件診断書によれば、請求人の障害の程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、障害等級6級と認定することが相当であることは上記2記載のとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がないものというほかない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や

法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1 及び別紙2 (略)